

令和 7 年 5 月 29 日  
滋 賀 労 働 局

東近江公共職業安定所における雇用保険高年齢受給資格者証誤交付による個人情報  
の漏えいについて

滋賀労働局（局長 多和田 治彦<sup>たわだ はるひこ</sup>）は、東近江公共職業安定所（以下「東近江所」という。）において発生した個人情報を含む雇用保険高年齢受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

記

1 概要

東近江所において、高年齢給付金失業認定において、同姓の別の受給者の失業認定を行い、受給資格者証を誤交付したものの。

誤交付した受給資格者証には、氏名（カナ）、性別、生年月日、金融機関名及び口座番号、離職前事業所名、賃金日額、支給番号等が記載されていた。

2 経緯

- （1） 令和 7 年 4 月 21 日、雇用保険給付担当者 A（以下「担当者 A」という。）が、受給者 B 氏から、失業認定申告書を受理した。受給資格者証等は受給者ごとにクリアファイルに入れ準備していたものの、誤って同姓の受給者 C 氏のファイルを手に取り失業認定を行った。担当者 A は、本人確認のため、受給者 B 氏のマイナンバーカードを参照したが、姓のみ確認し、生年月日や写真による本人確認を怠ったことから、受給者 C 氏の受給資格者証を受給者 B 氏に手交したため、誤交付となった。
- （2） その後、担当者 A は、受給者 C 氏の失業認定を行おうとしたが、事前に準備していた受給者 C 氏のファイルがなかったため対応状況を確認したところ、受給者 C 氏の失業認定及び支払手続きが完了していることを認識したため、直ちに、誤って受給者 C 氏の受給資格者証を交付したと思われる受給者 B 氏に電話連絡し、受給者 C 氏の受給資格者証が受給者 B 氏の手元にあることを確認した。
- （3） 担当者 A は、電話で受給者 B 氏に対し、誤交付したことについて謝罪した。誤交付した受給者 C 氏の受給資格者証を取りに伺いたいと依頼したが、所用で外出しているため、本日中に受給者 B 氏から安定所に返却するとの返答を得た。
- （4） 担当者 A は、受給者 C 氏に対し、窓口で受給者 C 氏の受給資格者証を誤交付したこと及び誤交付した受給資格者証が返却されることを説明し謝罪した。受給者 C 氏の受給資格者証が回収できることが確認できたため、受給資格者証を再作成の上、

受給者C氏に手交した。

また、所内で協議し、受給者B氏から受給者C氏の受給資格者証が回収でき次第、東近江公共職業安定所長（以下「所長」という。）が雇用保険課長（以下「課長」という。）とともに受給者C氏の自宅を訪問し、改めて経過を説明し謝罪することとした。

- (5) 令和7年4月21日17時に、課長が来所した受給者B氏から受給者C氏の受給資格者証を回収し、二次漏えいが無いことについて確認するとともに、再度謝罪した。

また、受給者B氏に本人確認の上、受給者B氏本人の受給資格者証を手交した。

- (6) 受給者B氏から受給者C氏の受給資格者証を回収後、所長が課長とともに受給者C氏の自宅を訪問し、回収した受給資格者証を示したうえで、謝罪した。

なお、回収した受給資格者証は東近江所が責任をもって廃棄した。

### 3 発生原因等

- (1) 高年齢求職者給付金の失業認定時の本人確認等については、必ず、マイナンバーカード、運転免許証等により氏名、生年月日、顔写真等を受給者本人とも照合し確認しているが、受給者B氏のマイナンバーカードの姓の確認のみになり、その他の事項の確認を怠ったこと。
- (2) 受給資格者証の交付の際に、職員が姓を読み上げて確認したのみで、氏名、生年月日又は顔写真等による本人確認を怠ったこと。

### 4 再発防止策

- (1) 東近江所における対応

- ① 令和7年4月22日、所長から所属職員に対して、「個人情報保護に関するテキスト」の漏えい事案発生時の緊急自主点検を実施するよう指示した。
- ② 令和7年4月23日から同月28日にかけて、所長が講師となり、所属職員に対して誤交付の防止及びその他個人情報漏えい防止のための基本動作を徹底するよう研修を実施した。
- ③ 雇用保険課窓口での呼出し時及び失業認定後に受給資格者証を返却する際は、まず本人に氏名を名乗らせ、受給資格者証に記載された氏名、生年月日、マイナンバーカード等の顔写真による本人確認を再度徹底する。
- ④ 高年齢求職者給付金の失業認定については、認定日当日に受給者から失業認定申告書を提出させ、失業認定申告書に記載された氏名により、受給者を1人ずつ呼び出して失業認定を行っている。その際、受給者が失業認定申告書に記載した氏名が読みにくい場合があるため、受給資格決定の際に、受給者に失業認定申告書の氏名欄を記入させ、読みにくい場合は、職員が失業認定申告書の備考欄にもカタカナで受給者氏名を記入しておくことで、受給者を呼び出す際の職員の読み間違いや受給者の聞き間違いを防止する。

また、失業認定日の前日に認定予定者の受給資格者証等を準備する際に、同姓の者等混同しやすい受給者のファイルについて、給付課職員全員が識別できるようマークしておく。

(2) 労働局における対応

- ① 令和7年4月22日、職業安定部長及び雇用保険監察官が、東近江所を訪問し、誤交付が発生した雇用保険課の職員に対して、漏えい防止の基本動作の点検の上、実地指導を行った。
- ② 令和7年4月23日、総務課において、総務課長から全所属長あて、個人情報の誤交付に関する注意喚起の電子メールを送信し、再発防止について指示した。
- ③ 令和7年4月23日、職業安定部長から、各公共職業安定所（出張所）長に対して、電子メールを送信し、本事案の概要説明とともに改めて個人情報の漏えい防止の基本動作の徹底について指示した。
- ④ 令和7年5月9日、総務課において、全所属長を対象に臨時 WEB 会議を開催し、基本動作を形骸化させることなく意識的に履行できるようにすることを目的として、「個人情報漏えい防止チェック制度」（※①全職員は始業時に共通チェック項目を黙読し基本動作履行の意識を高める、②所属長が週2回職場を巡回し基本動作の履行状況をチェックする、③巡回時に問題点を把握した場合は速やかに改善を指示し記録する。）を当面の間運用することを総務課長から説明、また総務部長から、各所属長においては危機的状況であることを強く認識し本制度を確実に実行するよう指示した。

【担当】

滋賀労働局職業安定部職業安定課  
課長 杉本 一弥  
課長補佐 串谷 浩  
電話 077-526-8609